

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年6月17日(金)
- 2 開会日時及び場所
令和4年6月17日(金) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年6月17日(金) 午後2時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正
(11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久
(15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(8番)田村 正信

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書記	福田 謙一郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第35号 非農地判定について

報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第42号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第43号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第44号 農地法施行規則該当転用届について

報告第45号 現況証明書の発行について

報告第46号 時効取得について

報告第47号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

2番 石川 眞平委員

3番 中山 博祐委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和4年6月の月例総会を開催いたします。

本日は、8番、田村委員が欠席でございます。

過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶を頂き、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。田植えシーズン真ただ中でございます。もう田植えが終わった方々もいらっしゃるかと思っております。これから忙しい時期を迎え、暑くなりますので、体には十分留意いただいて頑張ってくださいと思います。私もようやく今10町植えたところです。スムーズに進められるかどうかは不安ですけれども、御協力よろしく願いいたします。

農薬の価格が6月から上がってくるので、皆さん御承知だと思います。どのくらい上がるのかなど不安もあったのかなと思われま。実は私、このたび田植え用の肥料の注文を取ったんですけども、ちょっと足りないので100袋程追加で注文したんですけども、予約で1袋4,000円を切ったんですが、6,500円になっていました。40万円ちょっとで済むつもりだったものが65万円になって覚悟はしとったけれど、大変なことになっております。これは春肥価格ですので、これから来年度の稲作に向けてまだまだ上がる可能性がありますので、その辺のところを皆さん十分頭に留めておいていただきたいというふうに思います。

国のほうも今回の国会でいろいろな食料システム法が成立しました。これは環境に配慮した農業を目指そうじゃないかという法案でございます。例えば、堆肥とかレンゲとか今、石田委員に環境直接支払交付金のお世話をさせていただいていますけれども、そういったことも当然、皆さん考えていっていただかなくてはと思います。それに関しましても実は、そのレンゲの種を中国が運んでしまっておるようで、その種さえも今後入るかどうかわからないというような、どっちに進むにも大

変困ったような状況になってきておるようです。

これから、そういう状況を見て国、県、市に情報を伝えて、いろいろ支援してもらえたらというふうに思っていますけれども、皆さん方も生き残りをかけて各自で絞れる知恵は絞っていただきたいというふうに思います。一緒に頑張りましょう。

以上でございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、2番の石川委員さん、3番の中山委員さんをお願いします。よろしく願いいたします。

では、早速、議案審議に入らせていただきます。

議案第31号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

5件あり、目的については全て所有権の移転となります。

譲渡理由につきましては、全ての案件が耕作困難に伴うもので、譲受理由は、新規就農が1件、相手方の要望によるものが2件、規模拡大が2件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、木原です。議案第31号の1は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

6月5日に、現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、植松の——地区で佐波川の近くにあります。申請地は貸していた方に返されて休耕田となり、荒れてきていました。今回は、譲渡人にぜひにと頼まれて申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を御報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、申請人は勤めに出られています。奥さんが年間を通して作業されております。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたし

ます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第31号の2は、所有権移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを6月11日の午前中に自宅確認、10日にも固定電話に連絡しましたが、お留守だったので現地の自宅のほうを訪ねていきました。ちょうど田植え時期で夕方、連絡を受け、すぐに譲受人の自宅を訪問してお話を聞きました。農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率要件について、必要な機械の所有状況は、全ての稲作づくりのための機械類はそろっていました。また、農作業に従事するのは御夫妻だけですが、多忙な時期には友人関係者など十数名の方たちがお手伝いくださるそうです。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、――は常勤でお勤めはされていますが、有休や土日の仕事に出る前、仕事から帰ってきたときなど常時農業をすることに心がけていますとのことでした。土曜日とか日曜日には朝早く、ほとんどが農業のほうに携わっていますということでした。

第5号、第6号、第7号とも問題はありません。

以上のことから、農地法第3条第2項には該当せず、許可要件を全て満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○16番 16番、原田です。議案第31号の3は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

この案件は、5月の月例総会で空き家に付随する農地の下限面積の設定について、申請・承認がされました案件で、今回は所有権移転の申請となるものです。

譲受人への聞き取りを6月12日に行いましたので、報告をいたします。

資料9ページから11ページのとおり、現地は国道2号の小俣交差点より――へ行ったと

ころにあり、3か所に農地が分かれております。

農地の現況は、何年も耕作されていない遊休農地であります。

譲受人は—————の方ですが、今回この防府のほうに移住することにしたということです。随分遠いので、なぜ山口なのかということをお聞きしました。

1つ目は、—————ということで暖かいところに住みたいと思ったと。

それから、山口県の——と—に友人がいたということです。

それから、不動産情報で50件ぐらいの物件を探したと。その中で、この場所が最も自分の条件に合っていたということです。

それから、これまでよく働いたと、蓄えもできたと。しばらくはスローライフを楽しみたいということで田舎暮らし、—————と言っていましたけれども、防府のほうで生活してみたいと思ったということです。

家族数は—と書いてありますけれども、本人は今現在こちらに—で取りあえずは住むということで現在、家のリフォームを実施中だということで、リフォームが終われば—————とこちらで同居する予定だというようなことを言っておりました。

農地は50aないと非常に僅かな農地なので新規就農とは言っても、いわゆる土地利用型の大規模な農家ではなくて、家庭菜園に近い程度の農業をやっていききたいということで、営農計画書に書いてあるとおりになんですが、現在はまだ農機具はほとんど何も持っていないということです。家のリフォームが終わって家族と同居するようになって、それからぼちぼち車、軽トラックとか、そういったものを用意して農業をやっていききたいということでした。

農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、いずれも該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。皆様、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○12番 まだ多分すぐにはないと思いますが、将来本格的に農業をやりたい気持ちがある方だから、例えば認定新規就農者将来取りたいなあとか、あと遊休農地ということで空き家バンク等を通してということなんでしょうけれど、いろんな市の政策とか、その辺ちゃんと行き届いているかどうか、もし聞かれていたら教えていただければと思います。

○16番 細かい話は聞いていないんですけども、取りあえず本人は僅かな農地で朝市とか、そういうところに出せるレベルでやっていきたいということで、当面は今の規模でやって、それから将来はどうしたいというのを考えていくというような話でした。

○12番 ありがとうございます。リフォーム補助の話もあったから、そういうことを使われているのかな、どうなのかなとちょっと気になったので。行政ってなかなか相手が来ないと教えない場合

が多いので、どういう対応を取っているのかなというのがちょっと気になったのでまた教えてください。ありがとうございました。

○藤井会長 ほかに質疑はありませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。この農業者の方は新規ということだろうと思いますが、でしたら全く経験がなく、草刈りの経験もないぐらいの感じなんではないでしょうか。それで将来勉強されると、しっかりやろうというのはまだ分らんと、そういう状況なんではないでしょうか。

○16番 農業の経験はありません。全くないということです。——ではどうも——をやられていたみたいです。——はその一部をまだ継続してやっているというような話でしたので、こちらに来てからの勉強だという話でした。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 ということは、——のノウハウはお持ちだけれど、農業のノウハウはまだないから、今からやってみてどういう展開になるかは模索すると、そういう状況ですか。

○16番 そうです。

○6番 そうですよね、そういう意味ですね。

○16番 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。

これから農地を守ったり、集落の機能を維持していくためには多様な担い手、いろんな形の担い手が必要なわけですので、この方がこれから地域にどういうふうに関わり込んでいっていただけるか、ぜひ皆さんの力を貸してあげてほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。議案第31号の4は、所有権移転の申請です。

譲渡人と譲受人から聞き取り調査を今月12日に行いましたので、報告いたします。

資料の13ページから17ページにかけてです。

現地は、—————ですけれど、その—にあります。

譲渡人は、—————に在住されていて御高齢のため、同居の——から聞き取り調査をいたしまし

た。――によると、今までは―が―と切り盛りをしておりましたが、――に――、――では維持管理ができないということから譲り渡すようにしたそうです。現在、休耕田状態です。草刈りはしてありますけれど、休耕田の状態です。

次に、譲受人は譲渡人の近隣にお住まいで、譲受人の――を中心に家族でハウスイチゴを生産しようとするものです。

それから、――は昨年からはイチゴの生産に向けて、――にあります――というんですかね、そこを越えたところに――というところがあるんですけど、そこで研修を積み重ねておられます。

また、今回は特別なイチゴ栽培をされるということで、――のイチゴ栽培で業績を上げられている方や、市内の――にお住まいの農業に詳しい方から技術指導を受けられております。

以上のことから、譲受人は、――が隣接していて――からも近いことから譲り受けることにしたそうです。

それでは、農地法第3条第2項の農地の権利移動の事項について説明をします。

第1号の全部効率利用要件については、イチゴを生産されるので農機具については耕すことを必要としないので、最小限度の農機具や収穫機、カートということらしいんですけど、それをそろえたいということです。

また、労働力についても――で取り組むというお話でありましたので、現在、技術的にも研修先で知識を習得されているということで問題はないと判断しております。

第2号については、該当いたしません。

第4号の農業従事要件についてですけど、営農計画書の作物が記載されておませんが、イチゴの生産がないときはトマトの生産も取り入れようということで、年間を通じて作業に従事されると見込まれますので、判断をいたしました。

それから、第5号の下限面積については、譲受人は今もう一つの資料のほうの4,700m²ぐらいあるんですけど、耕作面積が。譲り受けて、これが3反弱ぐらいありますので、大道については50a以上ということなので、これをクリアして満たしております。

それから、第7号の地域の調和要件についてです。申請地周辺は就農者が花卉や野菜、ビニールハウスを建てて生産しておられます。新たにイチゴハウスを建てても支障がないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。どうぞ。石川さん。

○2番 2番、石川です。ちょっと教えてほしいんですが、たしか変わったんだと思うんですが、全面コンクリート張りを書いてあるので、昔だったら農地に該当しないということになるんですが、この辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○藤井会長 どうぞ。

○15番 コンクリート張りを書いてあるので、多分この質問が出るだろうと思って事務局に聞いたんですけど、30年に改正があってオーケーですよということなんですけれど、まずは承認を受けて、それからコンクリート張りをするという届出を順序立ててやってくださいというお話を聞いております。

以上です。

○藤井会長 事務局、追加で何かあれば。

○事務局 事務局からです。林委員さんがおっしゃったとおり、平成30年に法律の改正があったので、今まではコンクリ張りであれば許可だったんですけど、平成30年からはそういう水耕栽培等の栽培施設でコンクリ張りをされるということであれば、農作物栽培高度化施設ということで、届出で大丈夫となっております。

以上です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第31号の5は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

6月5日に、現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、植松神社の――で佐波川の―――にあります。

申請地は数年前から譲受人が管理をしていて、今回、名義を変えてほしいと要望され、申請となりました。

現況は、きれいに管理されています。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、――、専業で作業されています。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆様の御審議よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いたします。よろしいですか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。これは営農計画書によると、ちょっと気になったんですが。かんきつの栽培もすると言われておるんですが、部会に参入していただく腹積もりというのはお持ちなんですか。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか。

○5番 部会に加入とかというのはちょっと聞いておりません。

○6番 ああ、そう。

○5番 はい。

○6番 もし部会に入っただけなのであれば、支援の手を差し伸べることはできるなあと思っております。ぜひ、そういうお話を出していただけるといいのかなと思います。

○5番 はい。伝えておきます。

○藤井会長 出荷先のところにフルーツ狩りの経営を中心にとということだから、観光農園的なことも考えられておるように見受けられますけれども、ぜひいろいろ力を貸してあげてほしいと思います。

この方と先ほど説明がありました1番の方、このお二人が今、—地区の担い手として頑張っておられますので、将来的には中心になっていただきたい人物ですので、ぜひ皆さん、協力してあげてほしいというふうに思います。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで5番、承認いたします。

続きまして、議案第32号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第32号の説明に先立ちまして、議案第31号のただいま御説明が済みました4番につきまして、貸出人の住所のところで「—————」のところの漢字が間違っておりましたので、訂正いたします。

続きまして、議案書は4ページ、資料は23ページからとなります。

議案第32号は農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は6件

で、うち2件は保留となっております。

保留を除く4件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が3件、駐車場が1件です。

受付番号1と2は、現地調査の結果、保留となりました。

受付番号3は、駐車場です。

資料は35ページになります。

農地区分は、集団農地面積2haの農地で、右田出張所から480mの場所にあり、規則第45条第2号に該当する第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。

資料は41ページです。

農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、西浦出張所から440mの場所にあり、規則第45条第2号に該当する第2種農地と判断します。

受付番号5も、太陽光発電設備です。

資料は47ページです。

農地区分は、集団農地面積8.6haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第2種農地と判断します。

受付番号6も、太陽光発電設備です。

資料は53ページです。

農地区分は、集団農地面積0.6haの農地で、いずれの法令にも該当しないため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですけれど、まず場所は、——から東側にずうっと入っていったところ、——のすぐ裏の農地になります。

——にお住まいの——所有の農地を、——が取得し、駐車場にしようとするものです。——にお話を伺ったところ、もう10年以上、耕作はしていませんということでした。

現地確認を会長と事務局と一緒に行ったんですけれど、かなり草が伸びている状態でしたので——知り合いに頼んでいるんですけれども、なかなかその方も手が回らなくて今こんな状態になってしまっていますということでした。

今回は、——のほうからちょっと譲ってくれないかというお話があって、今後、農業をできる見込みもないことから譲り渡すことにしたそうです。

地元委員としては、特に問題はないかと思えます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ないですか。

私から事務局にちょっと確認したいんですけども、41ページの農地の種別のところの第2種農地、この面積が0.7haと書いてありますけれど、これはどこを指すんですか。

○事務局 事務局からです。41ページの白い部分、申請地とその南側にある白い部分ですが、この2か所を指しています。

○藤井会長 これがつながると見て集団農地面積になるということですか。

○事務局 そうですね、はい。

○藤井会長 その下の白いのは別枠ですか。

○事務局 そうですね、この下のほうについては—がありますので、ここは分断されていると判断しております。

○藤井会長 いや、細かいことを言うようですけど、この申請地が15aですかね。それで、どう見ても下側は30aぐらいあります。その集積面積というのは、この転用が行われた後にすぐこれは見直しがかかるとるんです。

これはちょっと調べてから教えてください。転用があった後にその全体の面積がすぐに変更がかかるわけですか。

○事務局 完了報告とかが出た段階で変わるようになるので、今、実際に隣のところとかは完了報告とか進捗状況とかの提出があったので、それで今の段階で載せているというふうになります。

○藤井会長 分かりました。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第32号の5は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて太陽光発電施設を建設したいという申請です。

6月10日に、事務局2名と中山委員さんと一緒に現地確認をしました。

それから、6月13日と16日に行政書士及び—、それから譲渡人等からヒアリングを行いましたので、その結果について御報告いたします。

現地は、牟礼中学校から—へ——程度下って——のすぐ北側にあります。

譲渡人は農業をしたことがなく、農機具も持っていないということでした。——が——となって離

農してからは、ずうっと作付もしていないということです。

資料47ページ、議案第32号の5と書いてあるページのちょうど真ん中に斜線があるんですが、これは—————で—————なんです。多分ここからだと思うんですが、近所から話があって一緒に譲ろうということにしたということです。

この会社は着工が非常に早いですが、最近、許可済みの案件の工事が決まっていまして、その辺も併せてどうなんですかねという話を聞いたところ、パネルが入ってこないということで一番大きなのは上海のロックダウンが響いているみたいですが、中国からパネルが入ってこないの、ちょっと遅れていますということでした。ただ、半月前ぐらいから徐々に入り始めたので、前の案件から順次着工していきますという返事でした。工事はそういうことで順次、早めに着工していきたいということです。

それから、防草シートは敷きませんが、年間2回程度の草刈りをする予定ということです。この近隣に今たくさん建設中ですので、市内に草刈り隊を編成して順番に回る予定にしていますということでした。

それから、水路等の掃除についても協力をしますという返事を頂きました。

それから、フェンスとかプレートについては、きちっと設置をしますということです。

近隣への説明ですが、順次やっていますということなんですが、その説明をしていますというのが、同時に農地を売いませんか、という話を持って行って説明をしているそうですから間違いなくされていると思います。

ここは—の北側からすると—が一番近いところになりますので、特にほかの営農とかへの影響はないと判断をしました。皆様の御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第32号の6は、譲渡人—が—————に太陽光発電設備のために譲り渡すという所有権移転の許可申請でございます。

現地の確認を6月10日、9時から事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。

関係者の皆さんには6月14日、午前10時からと15日、夜7時半から電話で事情を聞きまして、御報告いたします。

場所は、資料の53ページ、54ページを御覧ください。

江泊山の麓の明神池の—になります。この一帯はもう既に太陽光で埋まってきております。

現地は—ともこれまで雑草で覆われており、手入れはほとんどされていませんでした。——と——のお二人は——で、——で今後全く管理ができないとのことでした。

また、——の方も今、——、今後も管理ができないと困っておられたというところで話が持ち上がりまして売ることにされたそうです。フェンスとかプレートなどはきちんとしてくださるよう、—と司法書士さんをお願いをしました。

また、特にこの地域では大雨のとき排水路の清掃が十分されておらず、道路に水があふれ出ていることが多くて、その指摘も近隣の方からこれまでありました。そういうふうな面を会社の担当者の方と行政書士さんのほうには、きちんと清掃され、近所の方とトラブルがないようお願いいたしました。

以上、報告を終わります。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで6番、承認いたします。

続きまして、議案第33号、議案第34号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書の6ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第33号につきましては、令和4年6月24日公告の利用権設定予定の利用権設定申請が7件提出されております。本地の集積面積は1万6,575m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が4件、賃貸借権の設定が2件、所有権移転が1件、新規が5件、更新が2件となっております。

計画の内容は、議案書に記載してあるとおりでございます。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農

用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。

内容としまして、議案第34号の番号1と番号2につきましては、前号の議案第33号の番号5と6について、公社から貸付けを行うものです。

また、議案第34号の番号3から番号43につきましては、公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。（発言する者あり）

いや、当事者の委員さんがお一人おられますけれども、今回は1件ですので退席を求めないことにしたいと思いますので、御了承いただきたいというふうに思います。

どうぞ。

○11番 今お聞きしました議案第34号の———で、———の———から———にかなりの変更になっておりますが、以前はもう第34号の7とか10とか2つ、3つ全く同じものが逆の状態ですね、———から———と。その変更の経緯が分かれば、ちょっとお尋ねしたいんですけど、———を———として農地経営をやっていくということでパーセントがあると思うんですよ、個人に行く。その辺ちょっと経緯が分かれば、変更の経緯です。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○事務局 こちらの事務局は、その変更の経緯は把握しておりません。

それとすみません。今回、利用権の変更があったのが——、———に分けて———をやっているんですけども、この———が完了したので、その部分を動かしたということを聞いているんですけども、それ以上のことはちょっと聞いていないです。

○11番 以前と違いますか、———のときに今の———から———に農地中間管理機構を通してなっていたわけですね。その契約期間は当然、———までだったんですよ。だから、その辺がどうなるのか、その契約を一応今、変更して新たにこういった形にするという話でしょうか。

○事務局 これは元契約のほうはそのままになるんですけども、あくまで転貸部分だけの契約がこの———から残りの———までということになりますので、前は12月が多分公告だったと思うんですけど、———までが———で、そこから先が新たな設定を受ける方に行くということでは変わらないです。

○11番 例えば———でしたら、一般的にかなりその時期には田植えはほぼ終わってくるんじゃないかと。準備が要りますよね、苗から。その辺で———の公告というか、それはその以前からずうっとやっていて、それは窓口でやったと、そういうことは了解いただいておりますかね。結局、早くから準備をしていると、前々から入るよと。実際にこういう効力を発揮するのがその———だ

ということ。

○事務局 実際にどなたがされているかどうかまでは聞いていないんですが、———の方からは、今年の作付の第1期部分はもう終わっているというふうに聞いているので、恐らく新しいその利用権設定を受けられる方が作付をされたんじゃないかとは思いますが、それは———との間でできていると思います。

○11番 はい、いいです。分かりました。

○藤井会長 よろしいですかね。基本的に契約期間はダブっていないということですよ。

○事務局 契約期間はダブらないです。

○藤井会長 分かりました。ほかに御意見ございませんか。

私のほうからちょっとお聞きしたいんですけど、議案第33号の3・4番の譲受人ですけども、この方は新規で農地、どういう計画でこれは上がってきておるんでしょうか。地元委員さんでお分かりの方、いらっしゃいませんか。

今まで子牛を生産されておった方ですけども、これはもう撤退されておる感じでしょうか。現状はどうされておるのかなとちょっと気になったものですから。地元委員さん、何か情報ございませんか。分からなきゃ、それはまた何かの機会に確認しとってください。

どなたも御存じないですかね、この方の現状は。

事務局、分からないですか。分からなかったら、じゃあ結構です。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第33号、議案第34号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで議案第33号、議案第34号、承認いたします。

続きまして、議案第35号非農地判定について。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第35号ですが、議案及び資料の修正がございます。修正及び差替えの資料につきましては机に配付しておりますので、そちらを御覧ください。

それでは、御説明いたします。

議案書は16ページ、資料は59ページからとなります。

議案第35号は、非農地判定についてです。

提案された件数は5件、81筆です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案書の16ページから説明をいたします。

これは先月も説明したように、今回は野島の——といいますかね、資料の59ページを開けてみてください。

これにまさに野島の————のほう、—があるほうです。—のほうの地域が対象地域であります。

そして、次の60ページ、ほとんどが山林になっておるんですが、場所としては—というところなんです。——、——、——という4つの地域に分けられておるんですが、獣道というか、何とか人が通れるような道はありました。そして、一部耕作をしている御高齢の方がいらっしやいましたので、道は何とか歩けました。

これは昨年12月22日に、事務局の2名と————と小委員長、木原さんと私が行いました。

資料にありますように、全部で64件、77枚ぐらいの畑地なんですよ、ほとんどは。そこをずうっと見て歩いたんですが、写真を見られたら分かるように、ほとんど山林化しておりまして、全て事細かく説明するのも分かりにくいと思いますので、写真をずうっと見られて—順不同になっていますが、資料の後ろのほうから写真は——というのが出ています。61ページの—というところなんです。最初ずうっと入って、獣道のようなところを歩いていくと、このように——61ページです。62ページの上は、これはモウソウダケが生えておりまして完全に山林化しております。

次の62ページ、④の——というのがありますが、この辺りも既に樹木が繁茂しておることです。63ページも、今度は——から——、この辺りももう山林化しておるのが実態でありました。ずうっと見て歩いたんですけど、全てもう高齢の方がほとんどで野島にいらっしやらない方もおりますけれど、このような状態になっておりました。

66ページの—というのが一部あるわけですが、ここもこのようになり樹木が高くなっております。

以上のことから、全てもう非農地であるというふうに調査結果が判定しましたので、皆さん方で何か御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございました。全員賛成ということで議案第35号、承認いたします。

続きまして、報告事項が第40号から第47号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いいたします。

○事務局 すみません、議案第35号の5がまだございます。

○藤井会長 すみません。議案第35号の5ですか。

○事務局 野島の後に、東佐波令があります。

○藤井会長 あっ、本当や。申し訳ございません。

じゃあ、議案第35号の5、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第35号の5を説明します。

現地なんですけれども、佐波川沿いの————の北部、ちょっと山手に入ったところになります。

資料67ページからになります。

こちらの農地を4枚見てきました。写真のとおりで山林化しておりまして、非農地判定でよろしいかと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、改めて採決します。議案第35号の5、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで議案第35号の5、承認いたします。

続きまして、第35号の6、地元委員さん、説明をお願いします。

○事務局 第35号の6は、今回はありません。

○藤井会長 ない。

○事務局 削除となります。

○藤井会長 はい。

では、以上で議案審議は終了いたします。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 6月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員